



新制度のご案内

令和8年度から

子ども・子育て支援掛金（仮称）の徴収が始まります

子どもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える新しい仕組みとして、子ども・子育て支援金制度が創設され、当共済組合を含む医療保険者は、子ども・子育て支援納付金を国へ納付することとなりました。令和8年度から、納付に要する費用の一部を短期掛金と併せて徴収します。今後、国から子ども・子育て支援掛金率（仮称）が示されましたら、お知らせします。

▼詳細はこちら



問合せ先

福利厚生課経理担当



03-5320-6822